

第3章 次世代育成支援行動計画(後期計画)の総括



第3章 次世代育成支援行動計画（後期計画）の総括

第1節 基本目標ごとの取組状況と課題

行動計画（後期計画）（以下「後期計画」という。）では、『子どもの成長を見守り、豊かな夢を育むまち－茨木市』を基本理念として、次の5つの基本目標を柱に、様々な子育て支援施策の展開を図ってきました。

■ 計画の基本理念 ■

子どもの成長を見守り、豊かな夢を育むまち－茨木市

■ 基本目標 ■

- 1 すべての子育て家庭を支える環境づくり
- 2 仕事と子育てを両立できる環境づくり
- 3 子どもの人権を尊重し、豊かな個性を育む環境づくり
- 4 子どもを生み、育てやすい環境づくり
- 5 安心して子育てができる環境づくり

後期計画における基本目標ごとの取組状況の総括の結果は、次ページ以降のとおりです。

それぞれの取組状況の評価・課題整理に際し、下記の調査や意見交換等が出された、子育て家庭の保護者のニーズや地域で子育て支援などに取り組む団体等の意見を参考にしました。

- ・茨木市次世代育成支援に関するニーズ調査
（就学前児童及び小学生の保護者）
- ・茨木市次世代に関するアンケート調査（中学生・高校生）
- ・茨木市次世代育成支援に関するニーズ調査
（通所支援サービス利用保護者）
- ・学童保育に関するニーズ調査報告書
- ・関係団体等との意見交換



1 すべての子育て家庭を支える環境づくり

(1) 地域での子育て支援サービスの充実

① すべての家庭に対する子育て支援サービスの充実

「乳児家庭全戸訪問」は、生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、関係機関との連携により複数回訪問・重点訪問を行った結果、必要な支援につなげることができました。

また、子育て支援総合センター・保育所での「一時預かり」や、子育て支援総合センターでの「出前型一時保育」は、ニーズが高く、利用者が増加していますが、逆に「幼稚園の預かり保育（一時預かり）」は、1園が廃園となったことで利用者が減少しています。

「ショートステイ」、「トワイライトステイ」、「産前・産後ホームヘルパー派遣」については、利用のしやすさ等、利用希望者から様々な要望があり、運用方法等の見直しが必要です。

② 各種相談機能・情報提供の充実

子育て支援課が実施する「子育てに関する相談」・「発達相談」、保健医療課が実施する「子育てに関する相談」・「栄養相談」・「保健相談」、教育センターが実施する「言語障害児教育相談」、人権・男女共生課が実施する「女性・男性のための相談」など、いずれも相談件数は増加しており、相談に対するニーズは高くなっています。

教育センターの「教育相談」・「子ども本人からの相談」の対応にあたっては、保護者や児童生徒の問題の早期の解決を図ることができるよう、学校や関係機関との連携をより一層強化する必要があります。

また、子育てハンドブックを電子化するなど、内容を随時更新できるようにし、電話や電子メール、面接など多様な方法による相談・情報提供を行うとともに、情報が届かない、情報をうまく入手できない保護者等へのアウトリーチやフォローも必要となります。

③ 親子交流の場の充実

「保育所・幼稚園の地域開放」については、1園の閉園、天候や感染症の流行の影響などにより参加者は減少しています。また、各地区福祉委員会が実施している「子育て支援事業（子育てサロン）」や「つどいの広場」等が充実したことから、保健医療課が実施する「赤ちゃんと保護者のつどい」については、事業の実施方法や内容を検討する必要があります。

「つどいの広場」は、子育て家庭がより身近なところで利用しやすくなるよう、開設場所の充実と一時保育の拡充を図る必要があります。

青少年センター各種講座は、幅広い体験活動の場として利活用してもらえよう、内容の一層の充実が求められます。



（2）子育て支援ネットワーク化の推進

① 家庭教育支援の充実

「親支援プログラム」や「卒乳講座」など子育て支援総合センターで実施する各種講座の参加希望者が増加していることから、実施方法や開催時間等を見直し、受講者がより参加しやすい環境づくりに努めることが必要です。

「家庭教育学級」については、学級の規模に応じた運用や、各学級が自主的に運営しやすい体制を整えたことで、講座の充実が図られ、親同士の交流を深めることができました。

「ブックスタート」は、絵本を通じ親子がふれあう機会を提供するとともに、読書の大切さを理解してもらうことに重要な役割を果たしていますが、絵本の選定等を工夫し取り組む必要があります。

② 子育て相互支援活動への支援

「子育て支援団体のネットワーク化」については、子育て支援団体連絡会へ参加している団体のつながりは深まっています。参加していない団体には、さらに継続的に呼びかけていく必要があります。

民生委員・児童委員、主任児童委員の活動では、子どもに関する相談・支援件数や福祉まるごと相談会の相談件数が大幅に増えており、民生委員・児童委員、主任児童委員が地域での身近な相談相手として定着してきています。

2 仕事と子育てを両立できる環境づくり

（1）男女共同参画による子育ての推進

① 男女共同参画に関する意識啓発の推進

男女共生センターローズWAM等で実施する各種講座やリーフレットの配布等を通して、男女共同参画による子育てについての情報提供や意識啓発を図りました。

今後も、講座の内容や啓発冊子の発行形態等について検討し、効果的な啓発を実施する必要があります。

② 父親の子育て参加の支援・促進

「両親教室」や「父親対象の子育て支援講座」など、妊婦とその配偶者や子育て世帯を対象とした講座を開催していますが、参加者は減少傾向にあります。講座内容や実施方法等の見直しなど、参加促進を図る方策の検討が必要です。



（2）仕事と生活のバランスが図れる職場環境の推進

① 仕事と生活の調和についての意識啓発

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）についての啓発は、リーフレットの作成や啓発グッズの配布、セミナー等の開催により情報提供と意識啓発を図っています。

指定管理者候補者選定における選定基準や総合一般競争入札の評価項目を改正し、子育て支援の取組等について、審査項目の採点に反映することを可能としました。

また、次世代育成支援対策推進法が10年延長されたことに伴い、引き続き一般事業主行動計画の届出や新たな認定制度が創設されたことを周知する必要があります。

② 就職・再就職への支援

就労の支援については、女性のニーズに応じた職業能力を開発する講座や、セミナーを実施するなど、就職・再就職の支援に努めてきました。

（3）仕事と子育ての両立を支援する保育サービスの充実

① 待機児童の解消と保育環境の充実

保育所の新設や増改築などによる定員変更により待機児童の解消に努めてきました。一定、効果はありましたが、引き続き、待機児童の解消に向けた施設整備をはじめ、新制度を活用した総合的な解消対策について検討する必要があります。

② 多様な保育サービスの充実

「病児保育^{*4}」は、市民の周知を図るため、見学会を行うなど、その周知に努め、利用者は増加傾向にあるものの、更なる周知が必要です。「病後児保育（体調不良児対応）^{*4}」の実施か所数については、整備目標を達成しました。

「病児保育^{*4}」、「病後児保育（病後児対応）^{*4}」、「休日保育」については、利用者が少ないことから、事業の周知を図るとともに、利用者のニーズ等を把握した上で利用促進につながる方策の検討が必要です。

午後7時以降も子どもを預かる「延長保育」は、8か所の民間保育園で実施していますが、就労形態や就労時間の変化に伴うニーズの高まりを十分に把握しながら、そのニーズに対応できるよう、「延長保育」の充実や「夜間保育」の実施を検討することが必要です。

「障害児保育」については、障害のある子どもへの理解が進み支援につながっており、今後も人的、物的環境に配慮するとともに、職員研修の充実を図る必要があります。



- *4 病児保育・病後児保育
- ・病児保育：病院等において、当面症状の急変は認められないが、病気の回復期に至らない児童を一時的に保育する事業。
 - ・病児保育（体調不良児対応）：保育中に体調不良となった児童を保育所において、保護者が迎えに来るまでの間、緊急的な対応を図る事業。
 - ・病児保育（病後児対応）：保育所等において、病気の回復期の児童を一時的に保育する事業。

③ 放課後児童サービスの充実

共働き世帯の増加に伴う学童保育ニーズに対応するため、児童の集団規模の適正化による分割運営を計画的に行うなど、事業内容の一層の充実に努める必要があります。

一方、学童保育指導員を対象とした知識・技能向上のための研修会は、開催回数、参加者数ともに増加しています。今後も保育の質を高めるとともに、指導員の専門性の向上に向けた研修の充実に努める必要があります。

また、民間保育園で実施している小学校低学年児童受入事業を継続するとともに、学童保育のニーズを踏まえ、その充実に検討する必要があります。

3 子どもの人権を尊重し、豊かな個性を育む環境づくり

(1) 就学前教育・保育の充実

① 保育所保育の充実

保育所では、早期療育の観点から心理判定員の巡回ニーズが高く、引き続き関係機関と連携しながら支援を進める必要があります。

職員研修は、公私立・認可外の保育施設を対象にした人権保育研修や職員アンケート等による課題別研修を行うことによりスキルアップが図られました。

また、幼児期の教育・保育と小学校との接続が円滑に進むよう、「茨木っ子ジャンプアッププラン28^{*5}」による保育所・幼稚園・小学校の連携を深める必要があります。

② 幼稚園教育の充実

幼稚園教諭は、保育所の看護師から日常的に役立つ技術を習得するための研修を受講することができました。

今後は、「茨木っ子ジャンプアッププラン28」による保育所・幼稚園・小学校の連携を強化するとともに、合同研修会を実施し、就学にあたっての職員間の共通認識と知識・技能の向上を図ることが必要です。

また、新制度の導入により、施設型給付へ移行する私立幼稚園の動向を把握するとともに、公私立幼稚園の認定こども園化を推進しながら、就園助成のあり方について検討する必要があります。

*5 茨木っ子ジャンプアッププラン28
茨木型保幼小中連携教育を根幹として「学習事項の定着」「ゆめ力」「自分力」「つながり力」「学び力」「体力」を育成し、「知・徳・体」の調和のとれた人間形成を進める第3次学力・体力向上3カ年計画。



（2）特色のある学校教育の充実

① 「確かな学力」と「豊かな心」を育む教育の推進

「茨木っ子ジャンプアッププラン28」に基づき、学力向上・体力向上の取組を推進しています。

「教職員の研修」等については、ニーズにあった研修を実施することにより、指導力の向上につながりました。今後は、教職経験年数に応じた研修を実施する必要があります。

各小・中学校の総合学習の充実や校内研修の実施などにより、子どもの理解度に応じた学習指導を行うなど、教職員のスキルアップにつながっています。

児童・生徒の勤労観・職業観を育てるため、学力向上担当者会において、キャリア教育中学校区全体計画を作成しました。今後、保育所・幼稚園・小学校・中学校間の共有を図り、実践に向けた取組を進める必要があります。

「情報モラル教育」については、小・中学校でインターネットによるトラブルが発生、増加していることから、警察や携帯電話会社と連携した早期の段階での教育と保護者への啓発を充実する必要があります。

また、「外国人保護者への通訳派遣」については、多様な言語に対応できるよう通訳者を確保する必要があります。

さらに、小・中学校の入学準備が円滑にできるよう、就学援助費の早期支給に取り組む必要があります。

② 不登校・ひきこもり・いじめ対策の推進

小・中学校では、「いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの未然防止、早期発見・解決に取り組んでいます。

また、弁護士やスクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラー等の専門家からの助言により、いじめや不登校の児童・生徒に対する迅速な対応につながりました。さらに、教育センターと学校との連携により、ふれあいルームから学校へ復帰するなど成果を上げています。

しかし、小学校でも不登校の児童が増えていることから、引き続き、小・中学校の連携を一層強化し、早期対応に努めるとともに、「スクールソーシャルワーカーの配置」や「茨木市子ども・若者支援地域協議会」と連携を強化していきます。

③ 特別支援教育の充実

障害のある園児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、将来の自立や社会参加をめざした適切な指導・支援を行うとともに、「ともに学び、ともに育つ」教育を継承・発展させる必要があります。

専門知識向上のための研修会については、1回あたりの参加者数は増加し、支援教育への関心が高まっています。今後は、現場で活用できるニーズに応じた研修内容の充実が必要です。



また、就学指導については、進路決定をスムーズに行うため、関係機関と学校が情報共有をするなどの連携を進める必要があります。

「発達相談」については、件数・延べ回数が増加している中、相談に関する会議の開催方法等の工夫により、相談者の待ち時間を年間通じて1か月以内にとどめることができました。

④ 次代の親と幼児との交流の促進

職場体験学習等で、中学生が乳幼児と出会う機会の提供や赤ちゃんだっこプログラムの実施など、子どもを生き育てることや生命の大切さなどを学ぶための各校での取組を支援しています。

将来子どもを持つことや子育てをすることに対する中学生・高校生の戸惑いなどの不安感の軽減を図るため、子育て中の親子とふれあう機会を提供しました。

今後も、ふれあい交流などを通じ、乳幼児とふれあう機会を充実することが必要です。

(3) 地域との協働で進める子育て・子育て支援活動の活性化

① 地域の資源を生かしたボランティア活動や体験活動等の促進

「放課後子ども教室」は、現在、全小学校区において実施していますが、今後も地域住民の参画により事業の継続実施ができるよう方策の研究が必要です。また、参加者の増加は、事業に対する児童・保護者の期待の表れであることから、地域の実情に応じた事業の拡充について検討する必要があります。

こども会、スポーツ少年団、こどもエコクラブについては、会員数が減少していることから、参加したくなるような活動内容のあり方や周知方法について検討が必要です。

「図書館の各種行事」の参加者については、全図書館・分室でのおはなし会の定着により、また、青少年野外活動センターの利用者は、小学校自然宿泊体験学習の実施によりいずれも増加しています。

② 子どもの健全育成のための地域環境の改善の推進

犯罪の抑止と安全・安心な都市の実現を図るため、防犯カメラの設置などに取り組む必要があります。

また、「スポーツ環境の整備」については、総合型地域スポーツクラブのスポーツ教室が充実したことにより参加者の拡大につながっています。

「地域における児童・生徒の居場所づくり」は、後期計画の期間中は未実施であったため、関係課による庁内検討会議を設置するなど、居場所づくりの検討に向けた取組が必要です。



（４）子どもの視点を取り入れた社会づくり

① 「児童の権利に関する条約」の啓発・普及の促進

「児童の権利に関する条約」の啓発・普及に向けた取組としては、子どもの権利に関する内容を掲載したカレンダーを作成・配布しました。

引き続き、多様な機会や方法を活用し、条約の周知に努める必要があります。

② 子どもも参加できるまちづくり

「子ども学習 未来へ発信！」（小学生対象）や「まちづくり塾」（小学3年生から中学3年生対象）などに参加することで、小・中学生の市政への理解を深め、まちづくりへの関心を高めることができました。

今後、まちづくり塾については、保護者と一緒に参加できる内容の検討が必要です。

4 子どもを生み、育てやすい環境づくり

（１）母と子の健康を育む環境づくり

① 妊産婦・子どもの健康の保持・増進

母子健康手帳交付時に保健師による面接相談を実施し、支援が必要な妊婦等への対応を早期から実施しています。

「乳幼児健康診査」や「訪問指導」については、引き続き、それぞれの関係機関との連携により、必要な支援につなげていくことができるよう体制の強化が必要です。

② 食育の推進

保育所・幼稚園では菜園活動を通じた食育活動を推進しています。また、保育所では、安全で栄養バランスのとれた給食を提供するため、食育検討会等を開催しています。給食には、茨木市産の食材も使用しており、保護者には献立表等での周知を行っています。

小・中学校では、「食に関する指導の全体計画」を作成し、給食指導や各教科等の学習内容と関連付けながら食育を推進しています。

今後、中学校の栄養教諭を活用し、食育に関する計画や実践交流ができるよう、小学校と中学校との連携を進める必要があります。

「離乳食・幼児食講習」、「子どもクッキング」についても、引き続き健康的な食生活を学ぶための機会として提供するとともに、事業の拡充の必要性も含め検討する必要があります。



③ 思春期保健対策の推進

学校等からの要請により、赤ちゃん人形や妊婦体験ができる妊婦シミュレーターの貸出をしています。

デートDV防止に向けた啓発については、中学生を対象に啓発冊子を配布するとともに、より直接的な啓発につながるようワークショップ形式の出前講座を実施しています。今後は、出前講座を実施しているファシリテーターのさらなるスキルアップを図り、より効果的な啓発につなげる必要があります。

④ 小児医療体制の充実

平成25年度から高槻島本夜間休日応急診療所において、医療資源の集中投資による広域的な小児初期救急を開始したことに伴い、平成26年3月末で茨木市保健医療センター附属急病診療所の小児科を廃止しました。

今後予想される高槻島本夜間休日応急診療所の小児患者の増加に対応するため、共同運営している高槻市、摂津市、島本町と連携し、診療体制の充実を図る必要があります。

（2）ひとり親家庭への支援の充実

① 相談・支援の充実

ひとり親自立支援員が様々な機関と連携を図り、ひとり親の相談内容に応じて各種制度の窓口等へつなぐなど課題の解決に向けた支援を実施しています。

父子家庭も相談・支援の対象となることから事業の周知を図る必要があります。

② 子育て・生活支援の充実

ひとり親の当事者団体活動の活発化を促進する方策を検討する必要があります。

また、保育所や学童保育室等への入所・入室について、今後も、ひとり親世帯の受け入れを優先し、自立支援に取り組む必要があります。

③ 就労支援の充実

「資格取得・技能習得のための支援」は、ひとり親自立支援員の適切な見極めにより、支給者の就業実績は増えています。

また、求職者の状態に応じた様々な就労支援について取組の効果が上がっており、今後も就職支援制度や施策の周知に努め、サービスの利用促進を図ることが必要です。



④ 経済的支援の充実

「児童扶養手当」の現況届の会場で、JR通勤定期乗車券購入証明書及び万博公園内施設割引証の制度周知を行ったことで交付件数が増加しました。

また、母子家庭のみが対象であった福祉資金の貸付は、平成26年10月から父子家庭も対象になったことから、より一層の周知・普及に努める必要があります。

(3) 障害のある子どもをもつ家庭への支援の充実

① 療育相談・指導の充実

乳幼児健診後の早期フォローに努め、関係機関と連携しながら早期療育が効果的にできるよう、継続した支援の環境整備を図る必要があります。

また、保育所・幼稚園等と「ばら親子教室」との併用のニーズが高く、利用希望の待機児が出ないよう「ばら親子教室」の拡充が必要です。さらに、「すすく教室」「ばら親子教室」の在室児・卒室児が連続した支援を受けられるよう関係機関との連携の充実が必要です。

小・中学校の「巡回相談」については、対象児童の実態把握や学校内での支援体制の強化などに対する助言や提案をしていくことが必要です。

② リハビリテーションの充実

あけぼの学園は、児童発達支援センターの役割を果たすため、地域支援体制の整備が求められます。

③ 地域での自立生活を支援するサービスの充実

自立支援給付事業や地域生活支援事業の利用者は増加しています。今後、障害児支援や障害福祉サービス等の専門的支援の確保に取り組む必要があります。

また、市内小・中学校の支援学級在籍児童・生徒と支援学校に通う児童・生徒との交流を目的とした「やってみよう運動会」は、参加者数が減少していることから早期に案内を出し、担任を通じて保護者への呼びかけを行うことが求められます。

さらに、学童保育室での障害のある児童の受入れについては、支援のスキルを学ぶ連続講座や生活しやすい環境づくり等を学ぶ保育実習を実施したことで、指導員の知識・技能の向上につながっています。

④ 経済的支援の充実

「障害のある子どもの養育に関する手当」や「支援学級等就学奨励費」などを支給しています。支援学級等に在籍している児童・生徒数は増加しており、引き続き、「特別児童扶養手当」や「支援学級等就学奨励費」について、利用促



進のため周知を図る必要があります。

（４）配慮が必要な子どもがいる家庭への支援の充実

① 相談・支援の充実

子育て支援に携わる職員に「養育支援家庭訪問」事業を周知し、支援が必要な家庭を本事業につなげられるよう連携を密にする必要があります。

また、健康福祉セーフティネットの相談件数は増加しており、今後の地域福祉ネットワークの基盤となることから、ネットワークの対象となる構成メンバーを見直す等により、早急に全小学校区に設置をめざす必要があります。

（５）児童虐待防止対策の推進

① 児童虐待防止ネットワーク活動の充実・強化

子育て支援総合センター「こども相談室」の職員を対象にスキルアップに向けた研修を実施したことで、より適切な対応ができました。虐待に至る前に「こども相談室」で気軽に相談ができることについて周知をより一層図る必要があります。

また、要保護児童対策地域協議会の実務者対象のスキルアップ研修の実施にあたっては、それぞれの役割に対する理解を深める内容とする必要があります。

さらに、要保護児童をはじめ、要支援児童や特定妊婦も含め、早期対応・予防に努める必要があります。

② 家庭へのサポート

児童虐待への対応については、改訂した「児童虐待対応マニュアル」が各所属機関で有効に活用されるよう説明・研修を実施しています。また、乳幼児健診時に遊びの指導を通じて不適切な関わりを早期発見することで、虐待予防に努める必要があります。

5 安心して子育てができる環境づくり

（１）子どもや子育て家庭のためのバリアフリーで安全なまちづくり

① 子どもと子育てに配慮したまちづくりの推進

市庁舎や図書館等公共施設への授乳室設置を進めてきました。

今後は、整備ニーズの高い、駅における授乳室等の整備を進めるなど、引き続き、子ども連れでも外出しやすい環境の整備を図る必要があります。



② 交通安全対策の推進

交通事故の総数は減少傾向にありますが、自転車に関する事故は減少せず横ばい状態となっています。このため、小学生を対象とした自転車実技指導や高校生を対象とした自転車通学運転免許証講習会の実施校を増やし、交通安全に対する意識改革が必要です。

また、中学生への交通安全教室の実施に向け、関係者と協議を進めることが必要です。

③ 子どもを犯罪から守るための活動の推進

子どもの安全見守り隊ボランティアが高齢化し、人員確保が困難になっています。

地域ぐるみで子どもを見守り、安全・安心を確保するため、様々な世代の方が多様な方法で関わってもらうことができる仕組みの検討が必要です。

（2）子育て家庭への経済的支援の推進

① 各種支援制度の充実

こども医療費（旧：乳幼児医療費）の助成については、平成25年7月から、助成対象者を小学6年生までに拡大しました。

今後、各種制度の周知を図るとともに、国・府に対し、経済的な支援制度の充実を働きかけるなど、子育て家庭の経済的負担の軽減への取組を一層推進していく必要があります。





第2節 計画の数値目標の進捗状況

後期計画では、国が保育事業などの子育て支援策において重要な事業として選んだ「特定14事業」について目標事業量を定めています。

後期計画の目標事業量について、平成22年度から26年度までの各年度（各年4月1日現在）の進捗状況は次のとおりです。

1 定期的な保育等に関する事業

「通常保育事業」は、年々増加する保育ニーズに対応すべく保育所入所定員の増員に努めてきました。平成26年度時点の受け入れ状況は4,874人で、目標値4,974人に対し100人下回り、98.0%の達成率となっています。

「延長保育事業」についても通常保育事業の増員に合わせ、実施施設の確保に努めてきました。平成26年度時点の実施施設数は45か所で、目標値44か所を1か所上回り、102.3%の達成率となっています。

「休日保育事業」は、実施施設数2か所を目標に取り組んできましたが、平成26年度時点の確保数は1か所にとどまっています。

「学童保育事業」については、目標値どおり実施施設数30か所、定員1,886人で運用しています。一部、定員を超えている教室があり、教室を増設することで対応しています。

事業名	内容	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 26年度 目標値
通常保育事業	通常保育事業は、保護者が日中就労等のため保育できない児童を認可保育所で保育する事業。（人数は、弾力化後の入所児童数）	4,407人	4,443人	4,583人	4,684人	4,874人	4,974人
延長保育事業	認可保育所において、通常保育（11時間）の前後に時間を延長して保育を行う事業。	38か所	38か所	40か所	43か所	45か所	44か所
休日保育事業	日曜日・祝日に保護者が就労等のために日中保育できない児童を認可保育所で保育する事業。	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	2か所
学童保育事業	就労等のため保護者が日中家庭にいない小学生（主に低学年）に対し、授業の終了後に専用施設、小学校施設等を利用して、適切な遊びと生活の場を与える事業。	30か所 1,886人	30か所 1,886人	30か所 1,886人	30か所 1,886人	30か所 1,886人	30か所 1,886人



※放課後子ども教室

「放課後子ども教室」は、次世代法で定める特定事業ではありませんが、小学校児童の放課後の居場所を確保することを目的に実施しています。

平成26年度時点では、全小学校区で事業を展開しています。

事業名	内容	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 26年度 目標値
放課後子ども 教室	小学校の放課後や週末に余裕教室等を活用し、地域の大人がボランティアとして参画し、子どもが学習やスポーツ・文化活動・地域住民との交流を行う事業。	32か所	32か所	32か所	32か所	32か所	32か所

2 一時預かり保育等に関する事業

「病児・病後児保育事業」について、病児対応型は、目標値3か所のところ、2か所は確保できています。平成26年度時点の実施施設数は、病後児対応型及び体調不良児対応型の2事業で目標値を達成しています。

「一時預かり事業」は、目標値35か所のところ、平成26年度時点の実施施設数は27か所にとどまっており、達成率は77.1%となっています。

「ショートステイ事業」及び「トワイライトステイ事業」については、市内にある児童福祉施設3か所に委託し実施しています。

事業名	内容	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 26年度 目標値
病児・病後児 保育事業（病 児対応型）	病院等において、当面症状の急変は認められないが、病気の回復期に至らない児童を一時的に保育する事業。	1か所	2か所	2か所	2か所	2か所	3か所
病児・病後児 保育事業（病 後児対応型）	保育所等において、病気の回復期の児童を一時的に保育する事業。	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
病児・病後児 保育事業（体 調不良児対応 型）	保育中に体調不良となった児童を保育所において、保護者が迎えに来るまでの間、緊急的な対応を図る事業。	32か所	32か所	33か所	34か所	35か所	34か所
一時預かり （一時保育） 事業	ふだん家庭において児童を保育している保護者の用事や育児疲れの解消等を目的に、認可保育所等で児童を保育する事業。	27か所	26か所	25か所	26か所	27か所	35か所



事業名	内容	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 26年度 目標値
ショートステイ事業	保護者が病気になった場合等に、児童養護施設において短期間（1週間程度）児童を預かる事業。	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
トワイライトステイ事業	就労等の都合により保護者の帰宅が恒常的に夜間になる場合等に、児童養護施設等において一時的に児童を預かり、夕食や入浴の世話をを行う事業。	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所

3 地域における子育て支援に関する事業

「ファミリー・サポート・センター事業」は、平成26年度時点で1か所確保できており、目標値を達成しています。

「地域子育て支援拠点事業」については、センター型事業が平成26年度時点で実施施設が7か所確保できており、目標値を達成しています。しかし、ひろば型事業については、目標値15か所のところ13か所の確保にとどまっています。

事業名	内容	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 26年度 目標値
ファミリー・サポート・センター事業	子育ての支援を受けたい人と協力をしたい人が会員登録し、保育所までの送迎や保育所終了後の保育や、外出時の一時預かりや子育てを支援する事業。	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
地域子育て支援拠点事業（センター型）	就学前児童（主に3歳未満児）をもつ保護者に対して保護者同士の交流の場を提供するほか、子育て不安に対する相談・指導や子育てサークルへの支援等、地域の子育て家庭に対する支援を行う事業。	7か所	7か所	7か所	7か所	7か所	7か所
地域子育て支援拠点事業（ひろば型）	就学前児童（主に3歳未満児）をもつ保護者に対して保護者同士の交流の場を提供し、子育て不安の軽減や仲間づくりの支援を行う事業。	12か所	12か所	12か所	12か所	※ 13か所	15か所

※地域子育て支援拠点事業（ひろば型）は、年度途中に1か所開設



第3節 本計画の実施に向けた新たな課題

本計画は、後期計画での取組の課題を踏まえ、子ども・子育て支援新制度に基づく教育・保育事業、並びに地域子ども・子育て支援事業を含む次世代育成支援施策の推進を図るものです。しかし、昨今の子ども・子育てを取り巻く社会環境や国における成長戦略や地域創生などの取組の動向等を背景に、新たな課題が生じています。

1 地方創生を見据えた少子化対策への取組

国では、人口減少に歯止めをかけ、将来にわたって「活力ある日本社会」を維持することをめざし地方創生に関する取組を進めています。本市においても少子高齢化は急速に進展し、次代を担う世代が着実に減少していくことが予想されます。今後、若者の未婚・非婚化、晩婚化の流れを変え、より若い時期に希望する人数の子どもを生み育てられる社会の実現が必要です。

子ども・子育てワークショップ（資料編参照）での提案にあったように、結婚や子育てに消極的な考え方をもつ若者に対するおせっかい役を養成するなど、少子化対策を検討し推進していくことが必要です。

2 若者の自立支援

近年、20歳代・30歳代を中心に、フリーターやニート、ひきこもりなど、さまざまな困難を抱える若者の増加が社会問題化しています。社会とのつながりを失い孤立した若者の増加は、非婚化など少子化にも繋がることになり、若者の自立支援は、少子化対策とともに、市をあげて取り組むべき大きな課題です。

子ども・子育てワークショップ（資料編参照）での意見にあったように、若者がコミュニティで繋がりを持ちながら生きていけるよう支援することが求められており、若者の自立支援施策を検討し推進していくことが必要です。

3 貧困問題を抱える子ども・子育て家庭への支援

平成25年の「国民生活基礎調査」の結果では、子どもの相対貧困率は、平成24年度は16.3%で、子どもがいる現役世帯の相対的貧困率は15.1%、そのうち大人一人の世帯の相対的貧困率が54.6%と高水準となっており、全国的に家庭の経済的格差が拡大している状況です。

貧困による格差は、教育や進学機会を狭め、子どもが健やかに育つための環境にも大きな影響を及ぼすことから、子どもが自分らしく生きていけるよう経済的支援を含む様々な支援に取り組んでいくことが必要です。